

みよしの農業ふるさと活性化推進協議会事業実施基準

(趣旨)

第1条 この基準は、みよしの農業ふるさと活性化推進協議会（以下「協議会」という。）がみよし市の農業の活性化を図るために実施するみよしの農業ふるさと活性化推進事業（以下「活性化事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 活性化事業の対象団体は、別表第1に定める都市近郊型農業確立団体、農業ふるさと振興団体及び自主事業団体とする。

(事業内容)

第3条 協議会は、活性化事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）に対して、みよしの農業ふるさと活性化推進協議会事業助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

(交付基準)

第4条 助成金の交付基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 助成限度額は、別表第1に定めるとおりとする。
- (2) 助成対象事業及び助成率は、別表第2に定めるとおりとする。
- (3) 助成対象経費は、別表第3に定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、会長が定める日までに助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他会長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 会長は、前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内で交付を決定する。ただし、必要に応じて現地調査又は聞き取り調査を行うことができる。

- 2 会長は、助成金の交付を決定する場合において、その交付目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 3 会長は、前2項の規定に基づき助成金の交付を決定したときは、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 前条第3項の規定に基づく助成金の交付決定の通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に当該交付申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の取下げがあったときは、当該助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業計画の変更申請)

第8条 助成事業者は、第6条の規定に基づき助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事

業」という。)について、事業計画の重要な変更をしようとするときは、あらかじめ、事業計画変更承認申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて会長に提出し、変更の承認を受けなければならない。

(1) 事業変更計画書(様式第6号)

(2) 収支変更予算書(様式第7号)

2 会長は、前項の規定に基づく変更申請の内容が適当であると認めたときは、事業計画又は助成金の額の変更を決定し、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(交付決定前着手の届出)

第9条 実施団体は、活性化事業を円滑に実施するために、第6条の規定に基づく交付決定前に活性化事業に着手する場合には、交付決定前着手届(様式第8号)を会長に提出しなければならない。

(遂行状況の報告)

第10条 会長は、助成事業を適正に遂行させるため、必要に応じ、助成事業者に助成事業の遂行の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(実績報告)

第11条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、助成事業の成果を記載した実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第10号)

(2) 収支決算書(様式第11号)

(3) 事業効果報告書(様式第12号)

(4) その他会長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第12条 助成金は、助成事業の完了後に交付する。ただし、会長が必要と認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前払により交付することができる。

(検査等)

第13条 会長は、助成事業の適正な実施を図るため、助成事業者に対し、必要な検査を行い又は必要な指示をすることができる。

(書類等の整備)

第14条 助成事業者は、助成事業に係る収支を記帳した書類、証拠書類、帳簿等を整備し、かつ、当該事業の実施年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第15条 会長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定額の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 助成金の交付条件又は会長の指示に違反したとき。

(2) 助成金を交付目的以外に使用したとき。

(3) 助成事業を中止し又は予定期間内に完了しないとき。

(4) 助成事業に関する申請、報告等に不正な行為があったとき。

(5) その他、助成金の運用を不適当と認めたとき。

(延滞金の納付)

第16条 助成事業者は、前条の規定により助成金の返還を命じられ、その期限までに納付しなかったときは、その期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該返還の額につきみよし市税条例（昭和19年三好村条例第5号）の例により計算した延滞金を納付しなければならない。ただし、会長がやむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第17条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この基準は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成22年6月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成25年6月13日より施行する。

附 則

この基準は、平成26年5月29日より施行する。

附 則

この基準は、平成27年6月2日より施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年5月26日より施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年5月29日より施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和元年5月29日より施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、令和3年5月27日より施行する。

附 則

この基準は、令和3年9月1日より施行する。

附 則

この基準は、令和4年5月24日より施行する。

附 則

この基準は、令和５年５月２３日より施行する。

附 則

この基準は、令和６年４月１日より施行する。

別表第1（第2条、第4条関係）

対象団体及び助成限度額

対象団体		助成限度額（注1）（注2）	
都市近郊型 農業確立団 体	みよし市農業振興クラブ みよし市農村生活アドバイザー協会	1 団体に所属する者の数 4人以下 5人以上10人以下 11人以上20人以下 21人以上	1 6 0 千円 2 4 0 千円 2 6 0 千円 2 7 0 千円
	みよし猟友会		1 3 0 千円
	みよし市果樹組合 みよし市蔬菜園芸連合会 みよし市酪農組合 みよし市養豚組合 みよし市養鶏組合 みよし市花卉園芸組合	1 団体に所属する者の数 9人以下 10人以上20人以下 21人以上30人以下 31人以上50人以下 51人以上 2 特認事業加算額 (1) 果樹共同栽培円滑化事業 (2) 酪農ヘルパー事業	1 3 3 千円 2 0 0 千円 2 6 6 千円 3 3 0 千円 4 0 0 千円 3 3 0 千円 6 0 千円
農業ふるさと 振興団体	あいち豊田農業協同組合営農受託部会三好支部 あいち豊田農業協同組合産直部会三好支部 あいち豊田農業協同組合女性部三好支部 あいち豊田農業協同組合加工クラブひめ娘 あざぶ梅栽培振興協議会 みよし市果樹組合柿オーナー園部会 みよし市果樹組合カキ部会 みよし市果樹組合ナシ部会 みよし市果樹組合ブドウ部会 特定非営利活動法人みよし協働農園の会 さんさん市場の会	1 団体当たり	1 5 0 千円
自主事業団 体	あいち豊田農業協同組合（注3） みよし市農業維持・活性化会議		
（注1）農産物ブランド化事業において、新規加工品を開発し製品として完成した場合で、会長が特に必要と認めたときは、上記の助成限度額に100千円を加算する。 （注2）助成金の交付要望額の総額が予算を超える場合は、予算の範囲内で交付する。 （注3）あいち豊田農業協同組合が農畜産物輸出対策事業を実施する場合の助成限度額は、500千円とする。			

別表第2（第4条関係）
助成対象事業及び助成率

事業区分		事業の内容（注2）	助成率（注1）
一般事業	①農産物ブランド化事業	ア 農産物の生産、販売等に関する講習会等の実施 イ 農産物を活かした新商品の開発等の取組 ウ 農産物の品質向上を目指した品評会等の開催 エ 消費者等への産地PRの取組 オ ブランド創出に向けた技術、品目等の導入の取組	2／3以内
	②農業担い手の確保・育成事業	ア 農業の担い手育成に関する講習会等の実施 イ 農業経営の法人化に向けた取組 ウ 関係団体及び上部団体との連携強化の取組	
	③環境保全型農業推進事業	ア 家畜糞尿、作物残さ等の有機性資源の循環利用の取組 イ 化学農薬及び化学肥料の削減等の取組 ウ 農業用使用済廃プラスチック等の適正処理	
	④地産地消推進事業	ア 地元農産物の直売施設の開設等の取組 イ 消費者等への地元農産物PRの取組 ウ 地元農産物の加工製品の開発等の取組 エ 地産地消をテーマにしたイベント等の実施	
	⑤食育推進事業	ア 料理教室、農業体験等を通じた食育推進の取組 イ 農産物の加工等を通じた食育推進の取組 ウ 食育推進をテーマにしたイベント等の実施	
	⑥遊休農地利活用対策事業	ア 遊休農地、耕作放棄地を復旧し市民農園の開設又は農業体験等に活用する取組	
	⑦耕畜連携取組研究事業	ア 飼料用稲、稲わら、堆肥等の生産と供給の在り方を研究し、耕種農家と畜産農家の連携の実用化に向けた取組	
	⑧石油エネルギーからの転換事業	ア 石油エネルギーから脱却し、代替エネルギーを活用した農業経営を目指す取組	
	⑨農畜産物輸出対策事業（注3）	ア 海外に販売の視点をのいた新たな販路の確保に向けた取組	
	⑩その他事業	ア 農業の活性化を推進するために、特に必要と認められる取組	
特認事業	⑪共同作業体制の整備事業	ア 果樹共同栽培円滑化事業（果樹組合）	2／3以内
	⑫作業従事態様等の改善事業	ア 酪農ヘルパー事業（酪農組合）	

（注1）助成率に基づき算出した助成金の額は、千円未満の端数を切り捨てるものとし、別表第1に定める助成限度額の合計を上限とする。

（注2）農業先進地の視察研修は、新規事業に取り組むために必要な情報を収集し、その成果を活用する場合に限り助成対象とする。

（注3）あいち豊田農業協同組合が農畜産物輸出対策事業を実施する場合の助成率は、1／2以内とする。

別表第3（第4条関係）

助成対象経費

事業区分		助成対象経費（注1）	備考
一 般 事 業	①農産物ブランド化事業 ②農業担い手の確保・育成事業 ③環境保全型農業推進事業 ④地産地消推進事業 ⑤食育推進事業 ⑥遊休農地利活用対策事業 ⑦耕畜連携取組研究事業 ⑧石油エネルギーからの転換事業 ⑨農畜産物輸出対策事業 ⑩その他事業	(1) 講習会等の講師の謝礼（交通費を含む） (2) 燃料費 (3) 事務用消耗品費 (4) 資材費 (5) 修繕費 (6) 資料等の作成費又は購入費 (7) 料理教室等の食材費 (8) 展示試食品の購入費 (9) 駐車場利用料 (10) 施設等の入場料（注2） (11) 通信運搬費（注3） (12) 傷害保険料 (13) PR・広告宣伝費 (14) 手数料 (15) 会場設営費（業務委託を含む） (16) 会場の借上料 (17) 物品等の賃借料 (18) 公共交通機関の利用料 (19) 有料道路通行料 (20) 宿泊料（注4） (21) 視察研修費（注5）（注6） (22) 備品購入費（注7） (23) 負担金及び会費（注8） (24) 農業用使用済プラスチック適正処理費 (25) 農地改良費 (26) 新商品の開発費 (27) 加工製品の開発費 (28) 病虫害防除費 (29) 共同作業費又は共同処理費 (30) 農畜産物輸出対策事業に要する経費	（注2）施設等の入場料は、施設内で実施される講座等の受講料を含む。 （注3）通信運搬費は、郵送料及び物品の運搬費とする。 （注4）宿泊料は、視察研修の目的を達成するために不可欠な場合に限るものとし、10千円／泊を限度とする。 （注5）視察研修費は、20千円／人（宿泊料を含む）を限度とする。 （注6）研修先への手土産は、対象外とする。 （注7）備品は耐用年数が概ね3年以上の物品とする。 （注8）講習会等の負担金又は参加費若しくは上位機関等の負担金及び会費とする。
	特 認 事 業	⑪共同作業体制の整備事業 ⑫作業従事態様等の改善事業	果樹共同栽培円滑化事業に要する経費 酪農ヘルパー事業に要する経費

（注1）助成対象経費は、助成対象事業を実施するため直接に必要な経費とし、原則、上記の助成対象経費以外は対象としない。